

# 人口急減地域における 特定地域づくり事業の推進について

---

総務省自治行政局地域力創造グループ

地域自立応援課地域振興室

## － 資 料 目 次 －

1. 特定地域づくり事業協同組合制度の概要	2
2. 特定地域づくり事業協同組合制度と関連施策との関係	3
3. 法律・省令・ガイドライン等の記載事項	4
4. 人口急減地域特定地域づくり推進法の対象となる地域	5
5. 事業協同組合の設立認可	7
6. 特定地域づくり事業協同組合の認定	8
・ 特定地域づくり事業	9
・ 認定の条件の付与	11
・ 認定基準①（地区の適合性）	12
・ 認定基準②（事業計画の適正性）	13
・ 認定基準③（就業条件への配慮）	16
・ 認定基準④（経理的・技術的基礎）	20
7. 労働者派遣事業の届出	21
8. 財政支援と留意点	21
9. 特定地域づくり事業協同組合の立ち上げに向けて	23
10. 人口急減地域特定地域づくり推進法の推進体制	24
11. 特定地域づくり事業協同組合の認定に係る事務手続スケジュールイメージ	25
12. 特定地域づくり事業開始までのチェックリスト	26

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン者の障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

## 制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）  
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合  
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能  
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）  
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>

## 人口急減地域



地域内の若者等

地域外の若者等

特定地域づくり事業

組合員の事業に従事

料金

出資  
賦課金負担

給与支給

所得の安定  
社会保障の確保

地域づくり人材

特定地域づくり事業協同組合  
= 地域づくり人材のベースキャンプ

## 都道府県

### 市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国交付金  
※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- 国交付金の対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費  
・ 対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人  
事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度国予算 5億円  
<1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2  
利用料金収入1,200万円

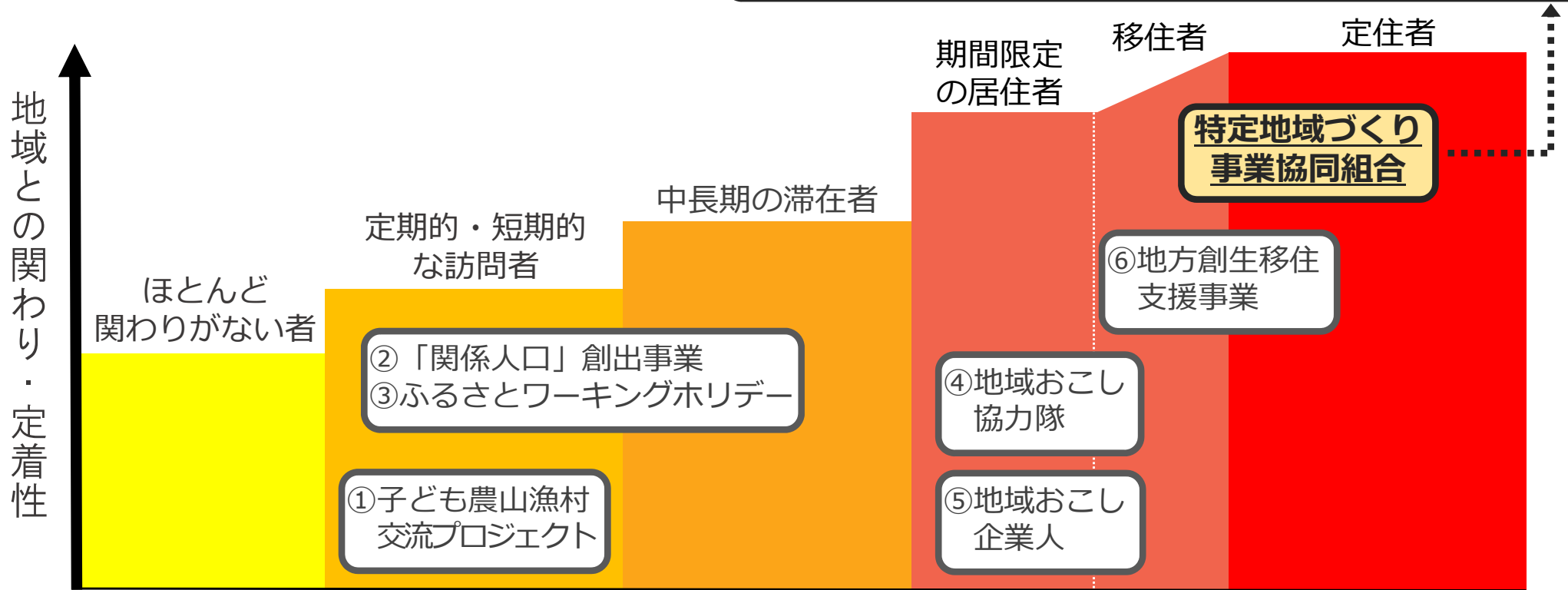
1/2  
市町村助成1,200万円  
うち、国交付金600万円  
市町村負担分600万円  
うち、特別交付税措置  
300万円

認定

財政支援

# 特定地域づくり事業協同組合制度と関連施策との関係

地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住・定住を促進



①子ども農山漁村交流プロジェクト：農山漁村での宿泊体験活動（内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

②「関係人口」創出事業：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者である「関係人口」が、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供（総務省）

③ふるさとワーキングホリデー：数週間～1ヶ月程度、地域で働きながら滞在し、地域住民との交流等を通じて、地域での暮らしを体感する（総務省）

④地域おこし協力隊：最長3年間、都市から地方へ移住して地域協力活動に従事（総務省）

⑤地域おこし企業人：最長3年間、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地方公共団体において、地域の魅力や価値の向上等に取り組む（総務省）

⑥地方創生移住支援事業：地方公共団体が、東京からUIJターンして当該地方公共団体が選定した中小企業等に就業する者に対して、最大100万円を支給する取組を、地方創生推進交付金により支援（内閣府）

## 法律・省令・ガイドライン等の記載事項

○ 都道府県は認定・監督の実施者、市町村・事業者の支援者としての観点から、市町村・事業者は事業の企画・調整・実施・支援者としての観点から、関係法令等の説明を参照いただきたい。

法 律	省 令	ガイドライン等
第1条（目的）		人口急減地域の範囲
第2条（定義）		地域づくり人材の範囲 事業協同組合制度の留意事項 特定地域づくり事業の範囲、留意事項
第3条（認定）	認定手続・提出書類、申請書記載事項、認定時の公示事項	認定手続・認定基準の解説、提出書類の様式
第4条（欠格条項）		欠格条項の解説
第5条（変更の認定等）	変更認定を不要とする軽微な変更、変更認定手続・提出書類、変更認定の公示事項、変更届出手続、変更届出の公示事項	変更の認定等の解説、提出書類の様式
第6条（認定の有効期間及びその更新）		認定の更新等の解説、提出書類の様式
第7条（認定等の条件）		認定等の条件の解説
第8条（廃止の届出）	廃止の届出手続	廃止の届出の解説、提出書類の様式
第9条（認定の失効）		認定の失効、認定の取消しの解説
第10条（特定地域づくり事業）		特定地域づくり事業の範囲、留意事項（再掲）
第11条（事業計画等）	事業計画・事業報告書等の提出手続	事業計画等の解説、提出書類の様式
第12条（報告徴収及び立入検査）、第13条（適合命令及び改善命令）、第14条（事業停止命令）、第15条（国及び地方公共団体の援助）		各条文の解説
第16条（財政上の措置等）		補助制度の詳細＜補助要綱等＞
第17条（地方公務員の特定地域づくり事業への従事）		地方公務員の特定地域づくり事業への従事の解説
第18条（労働者派遣法の特例）	労働者派遣事業の届出手続等＜厚生労働省令＞	労働者派遣事業の届出手続、提出書類の様式 労働者派遣法の適用関係、留意事項
第19条（区域外派遣の禁止）		区域外派遣の禁止の解説
第20条（権限の委任）	厚生労働大臣の権限の委任＜厚生労働省令＞	権限の委任の解説
第21条（地域づくり人材への支援）、第22条（啓発活動）、第23条（経過措置）、第24条（総務省令への委任）		各条文の解説
第25条から第28条まで（罰則）		罰則の解説

# 人口急減地域特定地域づくり推進法の対象となる地域

対象地域：人口急減地域（法1条）

（一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況・法2条1項）

過疎地域のほか、想定される地域としては…

過疎法に基づく過疎地域

- ・過疎市町村（過疎法2条1項）
- ・過疎地域とみなされる市町村（過疎法33条1項）
- ・過疎地域とみなされる区域を有する市町村（過疎法33条2項）のうち、過疎地域とみなされる区域

過疎法で規定する過疎地域と  
同程度の人口減少が生じている地域

- ・財政力指数等は過疎法の財政力要件に該当しないが、**人口減少率等**は過疎法の人口要件に該当する地域
- ・平成の合併前の旧市町村の地域であって、当該地域の**人口減少率等**が過疎法の人口要件に該当する地域
- ・複数の市町村又は旧市町村地域によって構成される地域であって、当該地域の**人口減少率等**が過疎法の人口要件に該当すると認められる地域

等が考えられる。

## (参考) 過疎地域の要件

下記①～⑤の要件のいずれかを満たせば過疎地域となる。

		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		①(H7国調反映)	②(H12国調反映)	③(H17国調反映)	④(H22国調反映)	⑤(H27国調反映)
人口要件	長期要件	<p>35年間(S35～H7)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S35～H7)の人口減少率25%以上かつ                      H7の高齢者比率24%以上                      又は                      H7の若年者比率15%以下</p> <p>※25年間(S45～H7)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>35年間(S40～H12)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S40～H12)の人口減少率25%以上かつ                      H12の高齢者比率24%以上                      又は                      H12の若年者比率15%以下</p> <p>※25年間(S50～H12)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S35～H17)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S35～H17)の人口減少率28%以上かつ                      H17の高齢者比率29%以上                      又は                      H17の若年者比率14%以下</p> <p>※25年間(S55～H17)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S40～H22)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S40～H22)の人口減少率28%以上かつ                      H22の高齢者比率32%以上                      又は                      H22の若年者比率12%以下</p> <p>※25年間(S60～H22)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S45～H27)の人口減少率32%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S45～H27)の人口減少率27%以上かつ                      H27の高齢者比率36%以上                      又は                      H27の若年者比率11%以下</p> <p>※25年間(H2～H27)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>
	中期要件	<p>25年間(S45～H7)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S50～H12)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S55～H17)の人口減少率17%以上</p>	<p>25年間(S60～H22)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(H2～H27)の人口減少率21%以上</p>
財政力要件	財政力指数	0.42以下 (H8～10の3か年平均)	0.42以下 (H10～12の3か年平均)	0.56以下 (H18～20の3か年平均)	0.49以下 (H22～24の3か年平均)	0.5以下 (H25～27の3か年平均)
	公営競技収益	13億円以下	13億円以下	20億円以下	40億円以下	40億円以下

※ 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

※ 高齢者は65歳以上、若年者は15～29歳

# 事業協同組合の設立認可

◆認定の対象となる法人：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（法2条）

一次産業  
(農林漁業)

農 業 者  
林 業 者  
漁 業 者  
...

二次産業  
(製造業等)

食 品 加 工 業 者  
製 材 業 者  
機 械 製 造 業 者  
...

三次産業  
(サービス産業)

介 護 業 者  
運 送 業 者  
小 売 業 者  
...

その他

観 光 協 会  
商 店 街 振 興 組 合  
...

地域内の事業者

事業者単体では、  
年間を通じた仕事  
が確保できない...

でも地域の担い手が  
ほしい...

設立発起人は4人以上  
組合員の出資は1口以上

都道府県産業振興部局・  
都道府県中小企業団体  
中央会へ事前相談

中小企業者が、  
相互扶助の精神  
に基づき、  
協同して事業を  
行う法人制度

事業協同組合の設立の認可  
(都道府県知事)

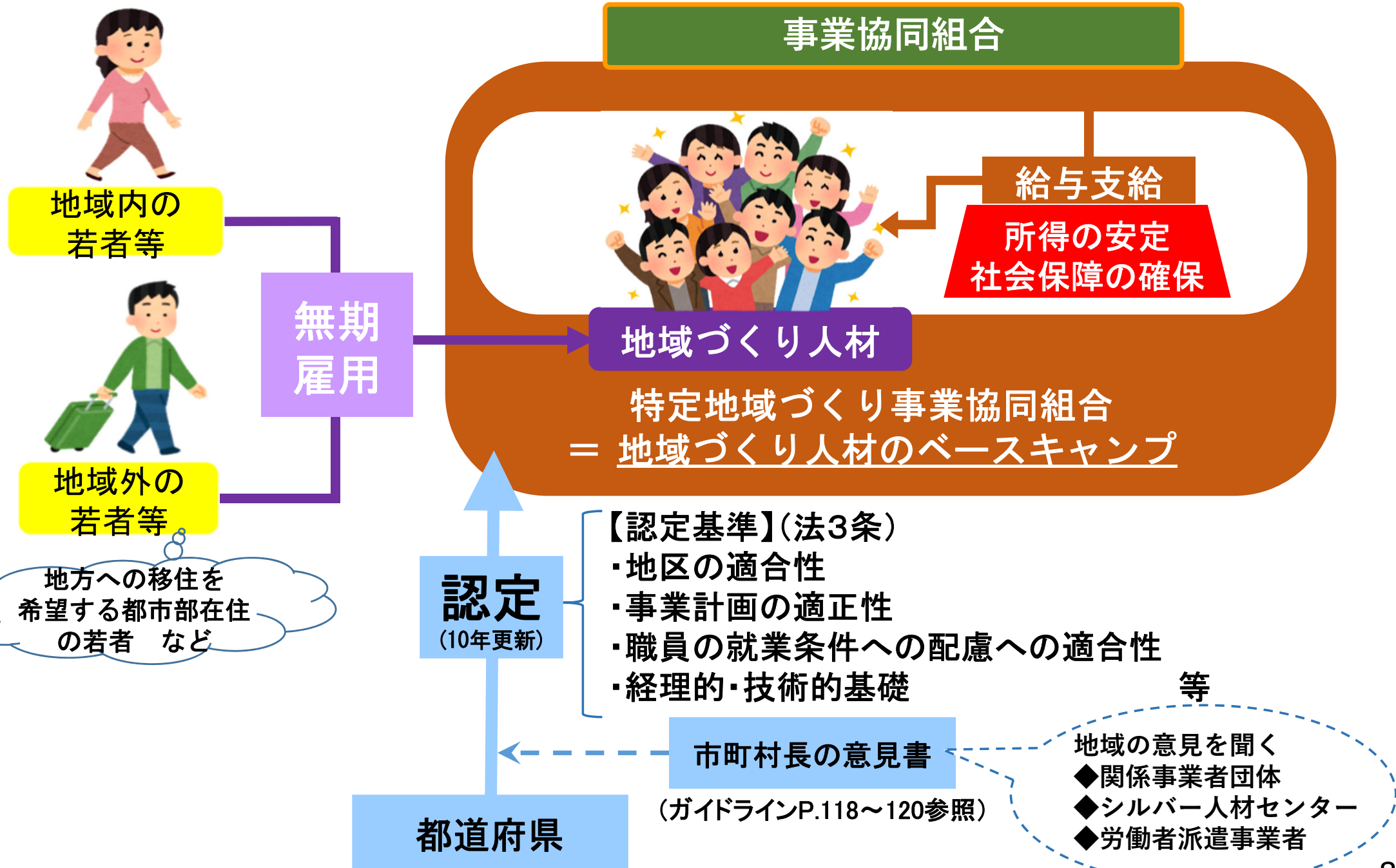
経営の近代化、合理化、  
取引条件の改善、  
競争力の維持・強化

※組合員になることができない者：市町村、法人格を持たない任意組織

※員外者の利用限度：組合員の派遣利用分量の総額の100分の20の範囲内まで



# 特定地域づくり事業協同組合の認定



# 特定地域づくり事業協同組合（特定地域づくり事業）

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業  
＝マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）の労働者派遣事業
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施  
＝移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業

## 特定地域づくり事業協同組合員

運送業者 林業者 観光協会 ... 食品加工業者 製材業者 機械製造業者 ... 介護業者 農業者

非組合員

地域内の事業者

港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は派遣禁止

※一部例外あり

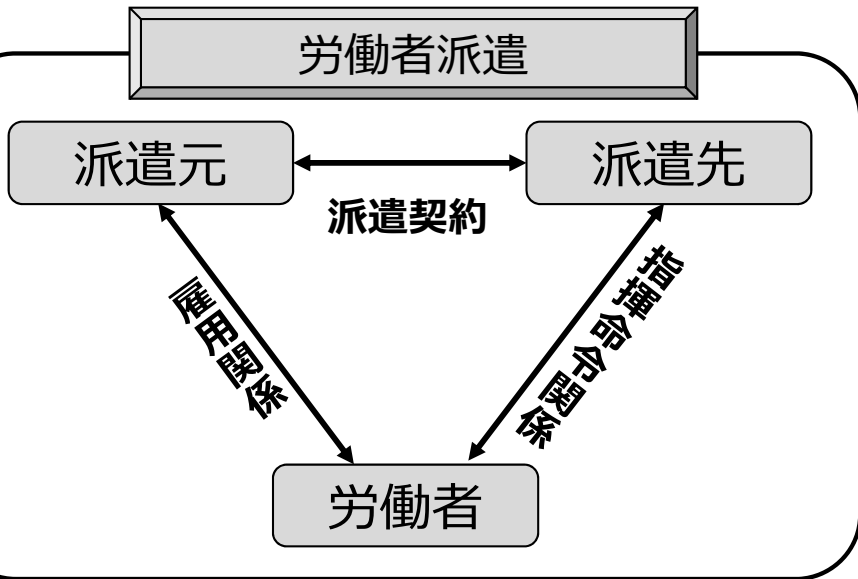
地域づくり人材

非組合員の事業への派遣は組合員の派遣利用分量の総額の100分の20の範囲内  
(ガイドラインP.11～12参照)

# (参考) 労働者派遣とは

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1号）

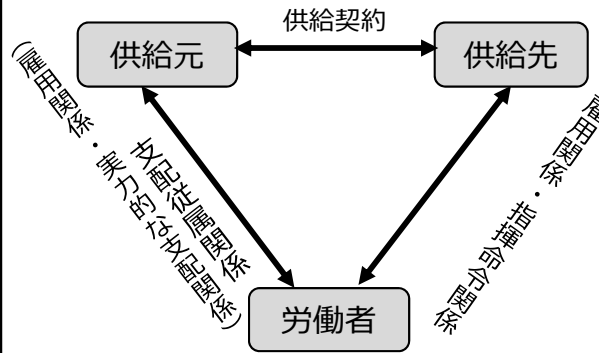
派遣元・派遣先・労働者の三者関係



- 労働者の雇用主は派遣元
- 派遣先が労働者に指揮命令する

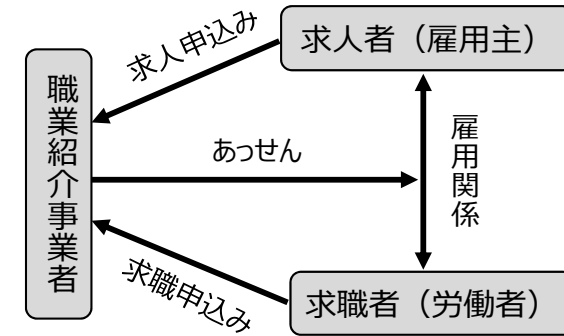
労働者派遣事業について  
厚生労働大臣の許可が必要

(参考1) 労働者供給

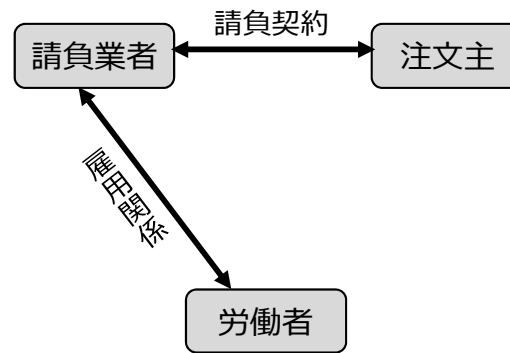


※労働者派遣に該当するものは、労働者供給に含まれない。

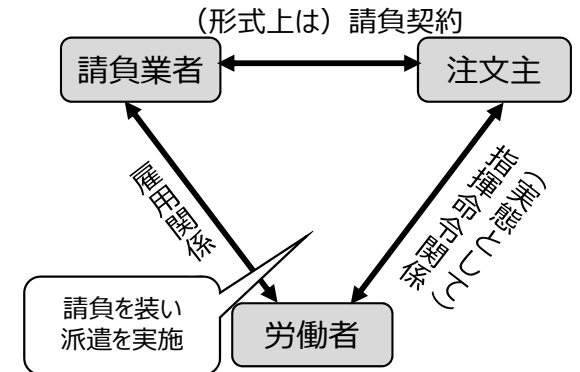
(参考2) 職業紹介



(参考3) 請負

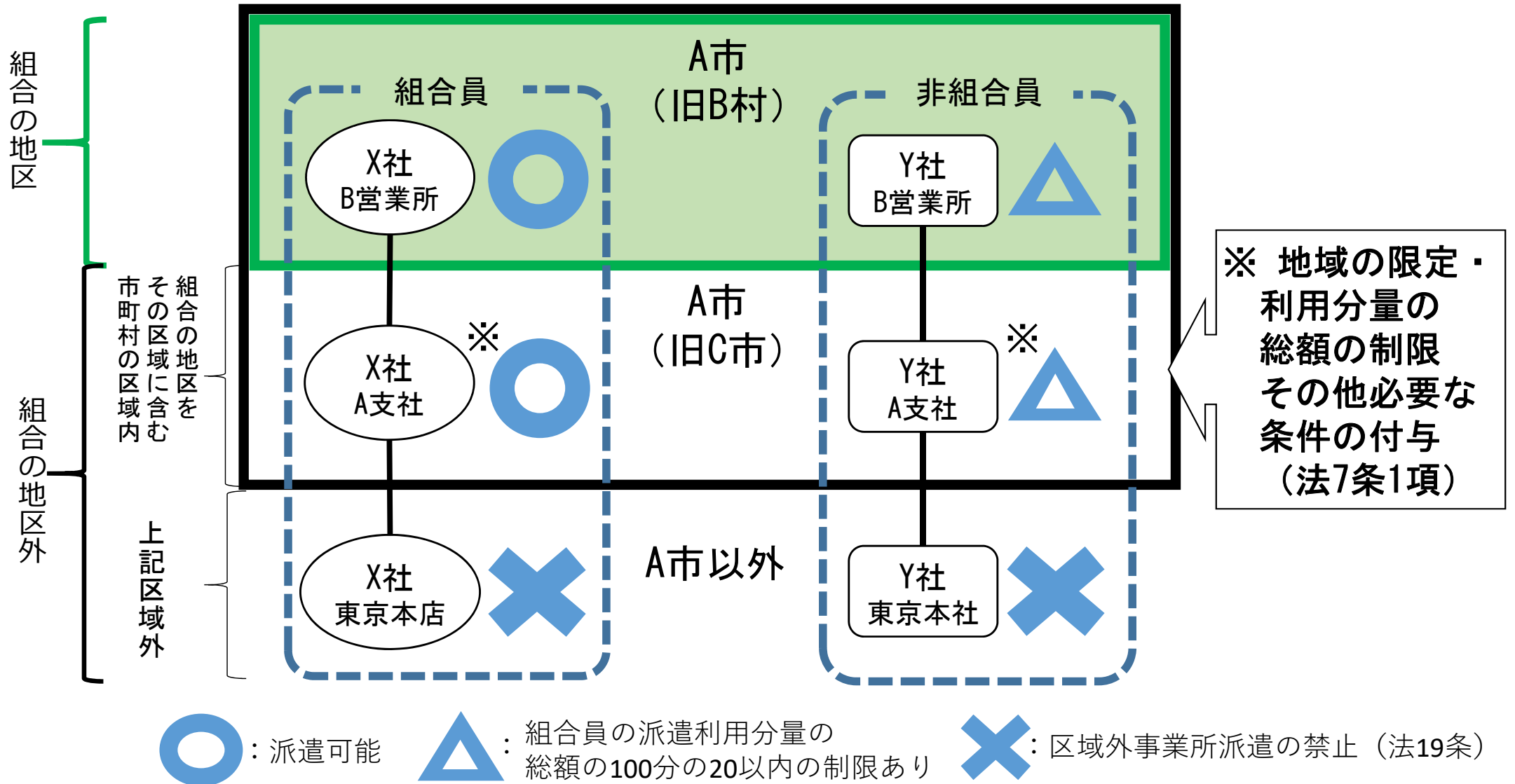


(参考4) 偽装請負 (法的には労働者派遣に該当)



※都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業  
については、届出による派遣を可能とする。

# 特定地域づくり事業協同組合（認定の条件の付与）



## 【注意事項】

- ① 市町村、法人格を持たない任意組織は組合員になることができない
- ② 地方公務員は任命権者が本務の遂行に支障がないと認める場合は、特定地域づくり事業に従事可能

# 特定地域づくり事業協同組合の認定基準① (地区の適合性)

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が次のいずれにも該当すること  
(法3条3項1号)

- ① 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
- ② その人口規模、人口密度及び事業所の数並びに経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

<想定される地区の単位>

- ◆市町村単位
- ◆平成の合併前の旧市町村単位
- ◆複数の市町村又は旧市町村単位

いずれの要件も満たす地区

一の都道府県の区域を越えない地区で、かつ、自然的経済的社会的な条件からみて一体であると認められる地区

地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区

当該地区における人口規模、人口密度、事業所の数などの指標について、例えば、県内の過疎市町村の指標と比較しつつ、民間の自助努力のみでは人材の確保が困難である実情等を考慮することで、都道府県知事が地域の実情に応じて判断することが考えられる。

## 特定地域づくり事業協同組合の認定基準② (事業計画の適正性)

### 派遣先の確保の見込み

地域の仕事を組み合わせ  
年間を通じた仕事を創出

### 派遣職員の確保の見込み

派遣職員となる  
地域づくり人材の確保

### 事業の適正性

専ら一の事業者のみへの  
派遣となっていないか  
等の確認

### 収支計画の適正性

内容・見込みは適切か

### 利用料金の水準

地区内の他の事業者の  
委託料・最低賃金等  
との比較

### 市町村からの財政支援

設立・運営等に対する  
財政支援

事業の適正性を確認

# 不適正な運用に該当する事例

## 【事例1】

特定地域づくり事業協同組合の職員Bを専らA社のみに派遣するもの

専ら特定の事業者のみが利益を享受するもの

不適正



同一事業者への派遣割合が8割を超える場合、交付金対象外

## 【事例2】

A社の常勤職員Bを離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員Bを新たに採用した上で専らA社のみに派遣するもの

地域づくり人材の確保に資するものでなく、専ら特定の事業者の人件費の削減を図るもの

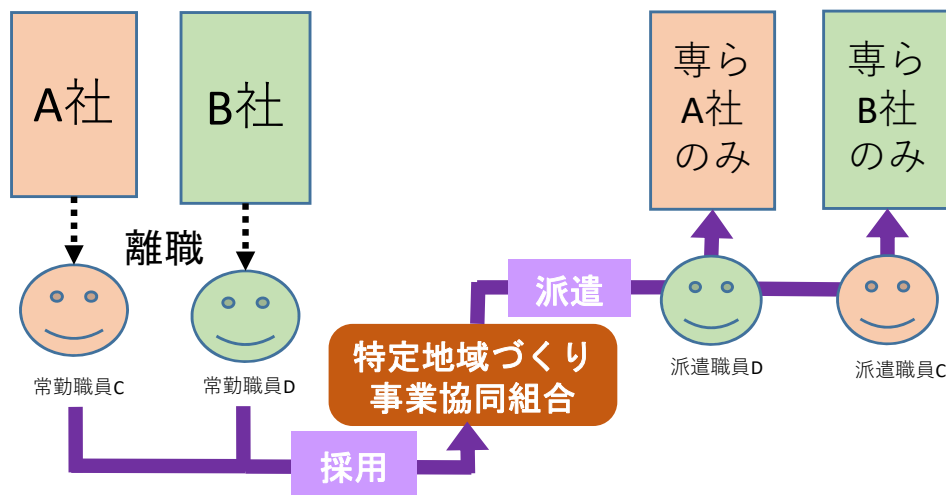
不適正



事例2: 派遣先が当該派遣先の離職者を離職後1年以内に受け入れることを禁止(労働者派遣法)

## 【事例3】

A社の常勤職員C、B社の常勤職員Dを離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員Cを新たに採用した上で専らB社に、職員Dを新たに採用した上で専らA社に派遣するもの



地域社会の維持及び地域経済の活性化を目的とする法の趣旨に合致せず、不適正な運用といえる。これらの事例に類する場合や、法の趣旨に照らして不適正な運用と認められる場合、**認定の取消し**もあり得る。

## (参考) 特定地域づくり事業協同組合の収支計画の一例

収入		A (単位：千円)	
利用料金	11,520	1,000円 × 8h × 20日 × 12月 × 6人	
消費税	1,152	利用料金 × 10%	
組合員からの賦課金	100	10千円 × 10組合員	
合計	12,772		
支出		B	
派遣職員人件費	19,210	(2,760千円 × 社会保険料・労働保険事業主負担約16%) × 6人	
事務局運営費	3,853		
事務局職員人件費	1,601	(2,760千円 × 社会保険料・労働保険事業主負担約16%) × 0.5人(兼務)	
物品費	742	パソコン1台、プリンター1台、自動車1台のリース	
広告・募集経費	500	一式	
研修費	300	50千円 × 6名	
光熱水費	120	10千円 × 12月	
消耗品費	50	一式	
通信運搬費	60	5千円 × 12月	
賃借料	480	40千円 × 12月	
支払消費税	1,152		
合計	24,214		
収支差		A-B	
	▲11,442		
公費支援	11,531	支出（支払消費税除く）の1/2	

地区内の他の事業者の非常勤職員の賃金、委託料等の水準を踏まえて、一定の水準（最低賃金以上）を確保

地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準を確保

効率化を図る必要

備品の共用

事務局職員の他の事業者との兼務も考えられる

執務スペースの共用

公費支援に対して、交付金・特別交付税措置あり

※ 表示未満円等の関係で、合計が一致しない箇所がある。



# 特定地域づくり事業協同組合の認定基準③ (就業条件への配慮)

## 一定の給与水準を確保

地区内の他の事業者の  
正規職員の給与等の水準  
を踏まえ一定の水準を確保

派遣労働者の  
同一労働同一賃金  
に留意する必要あり

派遣先均等・  
均衡方式

又は

労使協定  
方式

## 社会保険・労働保険に加入

組合の職員は  
健康保険・厚生年金保険  
に加入

## 教育訓練、職員相談の体制整備

派遣労働者の  
キャリア形成のための  
段階的・体系的な教育訓練

組合で働く  
職員のメリット

所得が保障される



地域内の  
若者等

年金が支給される

地域づくり人材の確保

地域と関わりながら  
キャリアアップできる

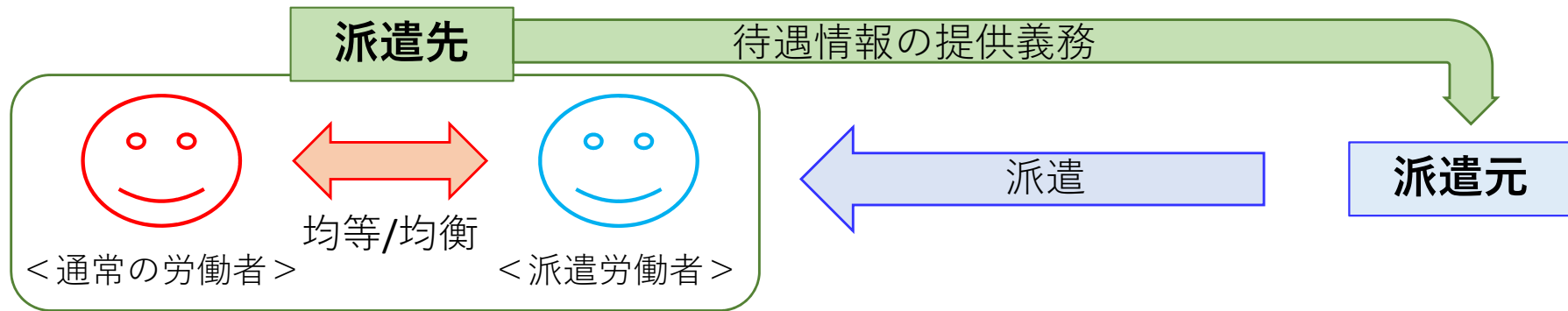


地域外の  
若者等

### 移住・定住の足がかりへ

# (参考1) 労働者派遣法における同一労働同一賃金とは

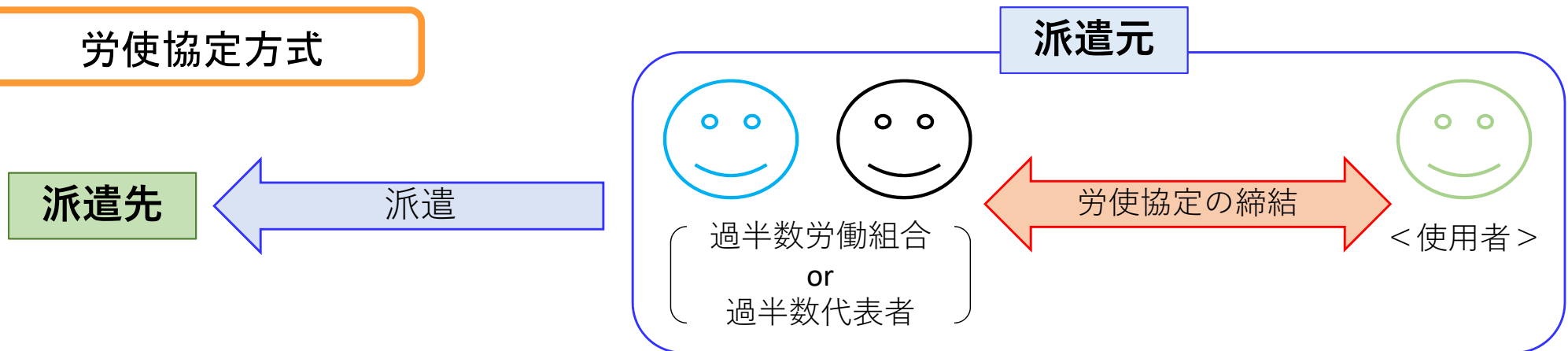
## 派遣先均等・均衡方式



<派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇>

- ・派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の相違を考慮し、不合理な待遇差を禁止
- ・派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同じ場合、差別的取扱いを禁止

## 労使協定方式

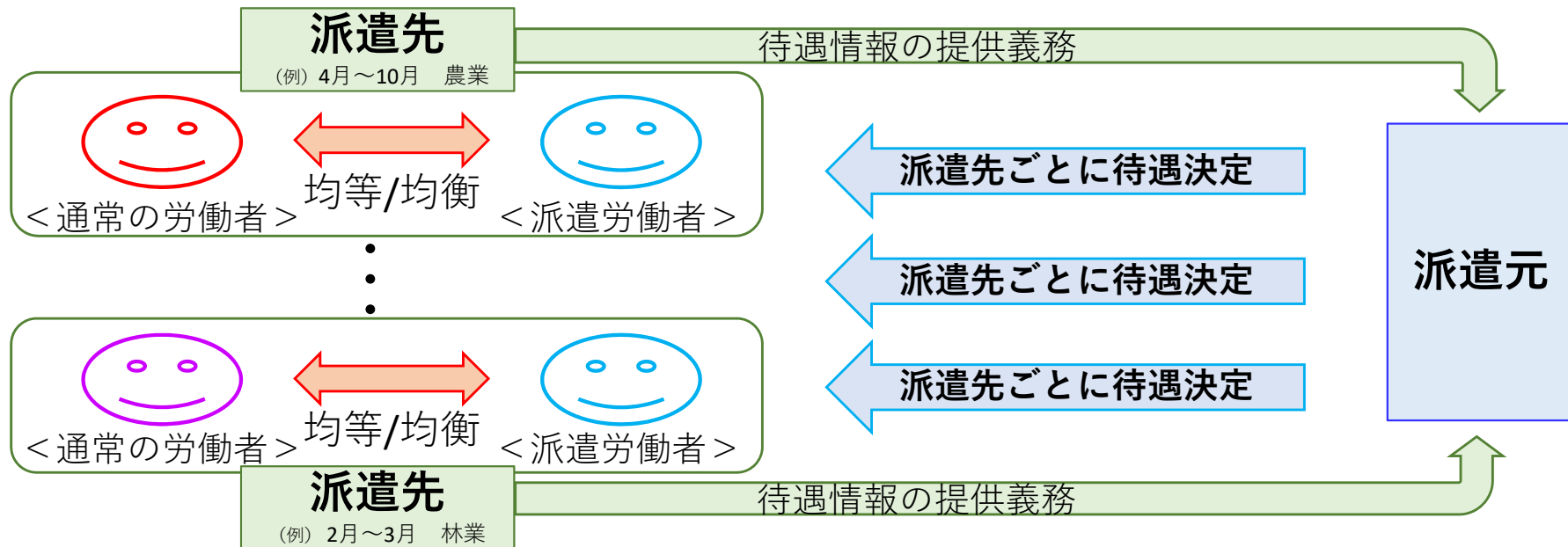


<一定の要件を満たす労使協定による待遇>

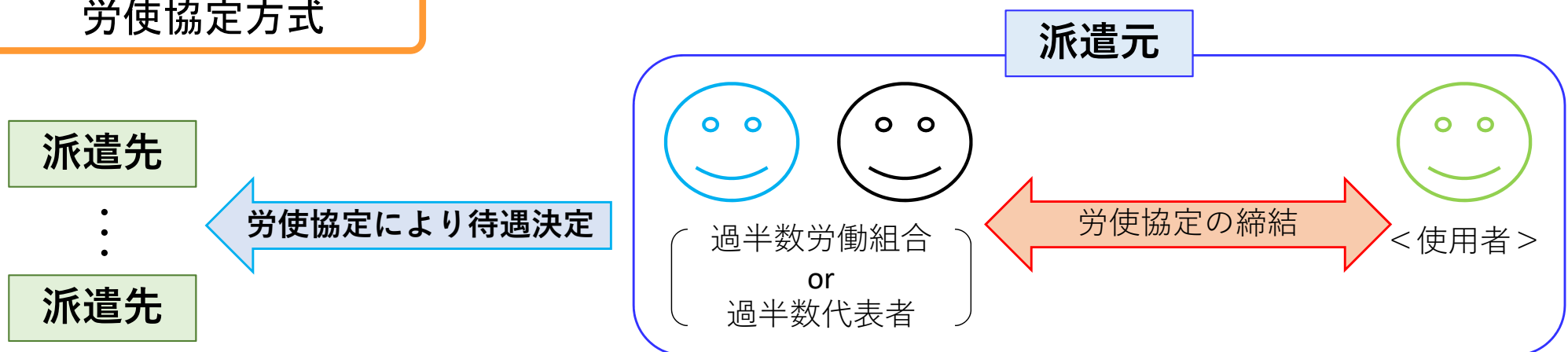
- ・過半数代表者等との間で締結された労使協定において、派遣労働者の賃金の決定方法等を定め、派遣労働者の待遇を決定

# (参考2) マルチワーカーの場合の派遣労働者の同一労働同一賃金

## 派遣先均等・均衡方式



## 労使協定方式



# (参考3) 派遣先均等・均衡方式と労使協定方式の待遇等の決定方法の比較

## 派遣先均等・均衡方式

派遣先

情報提供

- 比較対象とする派遣先労働者を選定

派遣労働者と「職務内容」や「職務内容及び配置の変更範囲」が同じ通常の労働者 などから選定

- 比較対象労働者の待遇に関する情報を提供

①職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態  
②選定理由  
③待遇のそれぞれの内容 など

派遣元

- 派遣先から提供される情報をもとに待遇を決定
- 賃金を含む全ての待遇については、「均等待遇」又は「均衡待遇」を確保しつつ、**派遣先ごと**に決定
  - 「均等待遇」：派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同じ場合、差別的取扱いを禁止
  - 「均衡待遇」：派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の相違を考慮し、不合理な待遇差を禁止

**派遣先ごとに賃金等の待遇を定める必要がある**

## 労使協定方式

派遣先

情報提供

- 同種の業務に従事する派遣先労働者の待遇に関する情報を提供

①業務に必要な能力を付与するための教育訓練  
②食堂、休憩室、更衣室の利用

派遣元

- 労使協定等で待遇を決定
- 賃金については、厚生労働省通知等を参考に**計算した賃金水準を上回るよう**決定
- 賃金以外の待遇（教育訓練及び福利厚生施設を除く）については、派遣元事業者（派遣労働者を除く）との間で均衡待遇を確保

**派遣先が複数あっても、賃金等の待遇は労使協定で合意された内容による**

## 特定地域づくり事業協同組合の認定基準④ (経理的・技術的基礎)

### 労働者のキャリア形成を 支援する制度の内容

- ・ 段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画の策定
- ・ キャリアコンサルティング相談窓口の設置等

(ガイドラインP.39～43参照)

### 派遣労働者に係る雇用管理を 適正に行うための体制の整備

- ・ 派遣元責任者の選任
- ・ 派遣労働者の適正な社会保険の加入
- ・ 就業規則の整備等

(ガイドラインP.43～46参照)

### 個人情報保護に係る 基準の整備

- ・ 個人情報管理規程の整備等

(ガイドラインP.143参照)

### 財産的基礎

- ・ 派遣職員への賃金支払いを担保する資産の確保

(ガイドラインP.51～52参照)

### 組織的基礎

- ・ 指揮命令系統の確立等

### 事業所

- ・ 相談場所の確保等

### 適正な事業運営

- ・ 事業運営の適正性の確認等

# 労働者派遣事業の届出と財政支援

(財政支援については、ガイドラインP.86参照)

## 事業協同組合



認定

特定地域づくり事業協同組合

< 1 組合当たりの運営費 (通年ベース) >  
(想定) 派遣職員 6 名で運営費 2,400 万円

1 / 2 【1,200万円】  
利用料金収入

1 / 2 【1,200万円】  
市町村からの助成

## 労働者派遣事業の 届出

都道府県知事の認定を受けることで特例として許可ではなく届出\*で足りることとする (法18条)

## 都道府県労働局

特定地域づくり事業 推進交付金 1 / 4 【600万円】	特別交付税 1 / 8 【300万円】	市町村負担 1 / 8 【300万円】
--	---------------------------	---------------------------

令和 2 年度予算額 5 億円  
対象経費上限額  
派遣職員人件費 400 万円 / 年・人  
事務局運営費 600 万円 / 年

地方負担額  
の  
1 / 2

実質的負担は  
市町村からの  
助成額の 1/4

社会保険料の  
事業主負担を  
含む

\*労働者派遣事業の届出については、都道府県労働局と十分相談することが重要。  
手続きの詳細は、今後厚生労働省が示す省令や通知を参照いただきたい。

# 特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の留意点

(詳細はガイドラインP.86～88参照)

## 【国庫補助】

○ 制度の健全な運用を確保するための仕組み

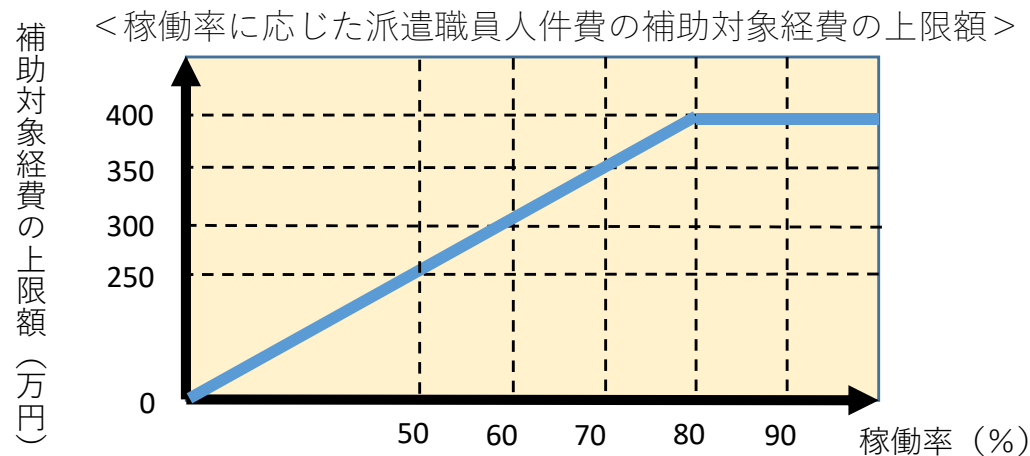
8割を超える場合は、当該派遣職員の人件費は全額が対象外

① 複数の事業者への職員派遣

・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内

② 労働需要に応じた職員の確保

・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減



## 【地方財政措置】

○ 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担 (措置率1/2)

○ 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担 (対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)

※ このほか、組合職員の確保のために移住・定住対策に要する経費について、既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置 (措置率1/2 (財政力補正あり) 等) も活用可能

## 特定地域づくり事業協同組合の立ち上げに向けて



特定地域づくり事業協同組合

を立ち上げるためには…？

- ✓ マルチワーカーの派遣先となる組合員(事業者)を確保し、組合設立に向けた合意形成を図ることができるか。
- ✓ 派遣職員や、派遣先とのコーディネーターとなる事務局職員を確保できるか。
- ✓ 事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げにつなげるため、都道府県・市町村の関係部局、都道府県労働局、都道府県中小企業団体中央会等の関係機関への事前相談や調整が必要。
- ✓ 組合設立や、組合の安定的な運営に向けた財政支援等を実施する自治体との間で合意が得られるか。  
当該組合の関係事業者団体(農協、商工会議所、商工会など)との連携協力体制を確保できるか。



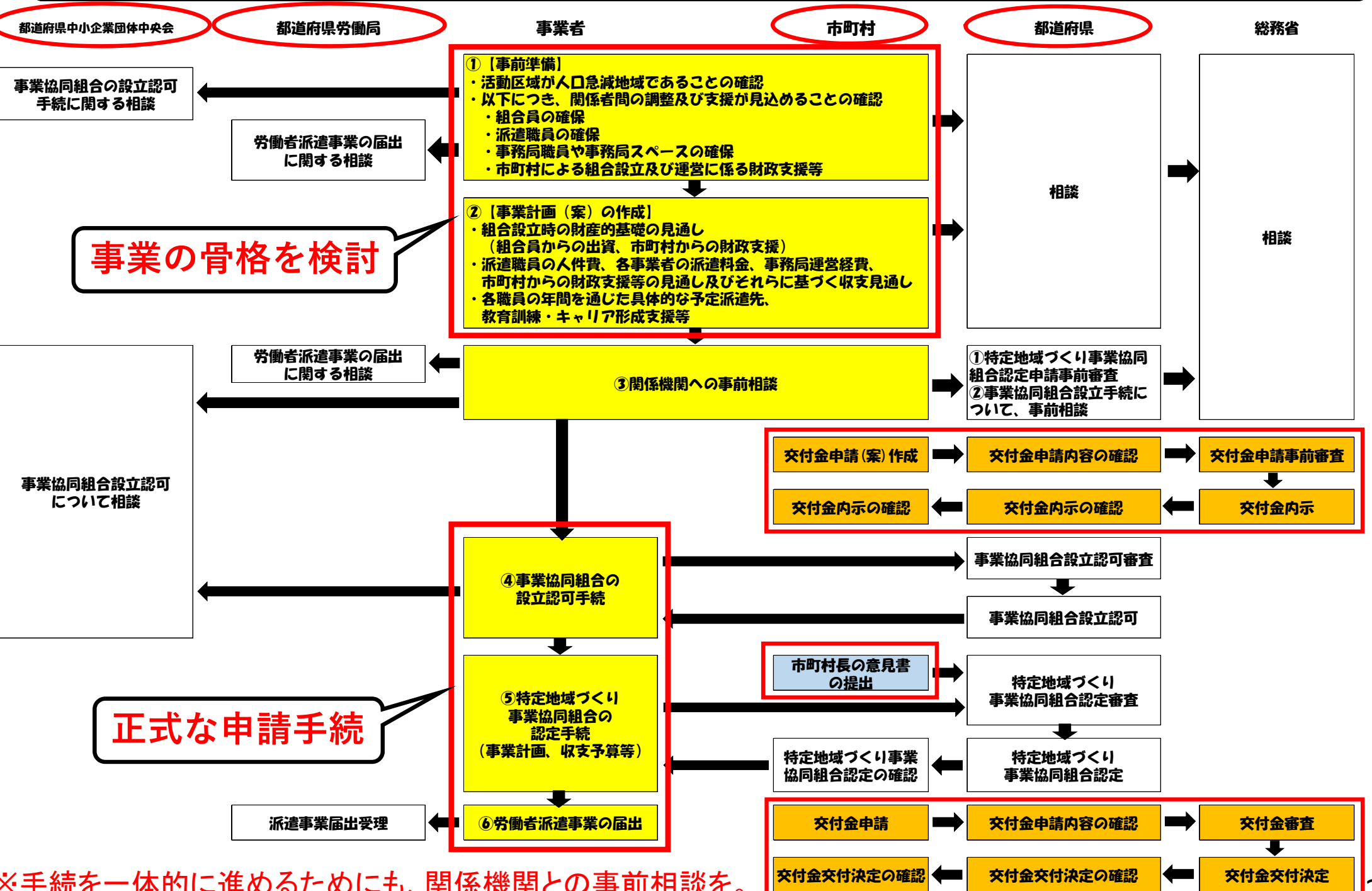
# 人口急減地域特定地域づくり推進法の推進体制

- 都道府県においては、
  - ・ 移住・定住施策等の**地域振興**を所管する部局、
  - ・ 中小事業等協同組合の認可等の**産業振興**を所管する部局、
  - ・ **農業振興**を所管する部局 等の関連部局や、
  - ・ 中小企業等協同組合の設立運営支援を行う**都道府県中小企業団体中央会**、
  - ・ 労働者派遣法の届出を受理する**都道府県労働局**
 との連携協力体制を構築する必要がある。
  
- 市町村においては、
  - ・ **地域振興**を所管する部局、
  - ・ **産業振興**を所管する部局、
  - ・ **農業振興**を所管する部局 等の関連部局
 との連携協力体制を構築する必要がある。

(参考) 人口急減地域特定地域づくり推進法の関係省庁

担当省庁	所管事項等
総務省 自治行政局地域力創造グループ 地域自立応援課地域振興室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口急減地域特定地域づくり推進法(労働者派遣法関連除く。)の運用</li> <li>・ 人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の執行</li> </ul>
内閣府 地方創生推進事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の計上(令和6年度まで)</li> </ul>
厚生労働省 職業安定局需給調整事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口急減地域特定地域づくり推進法(労働者派遣法関連)の運用</li> <li>・ 労働者派遣法の運用</li> </ul>
中小企業庁 経営支援部経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等協同組合法の運用</li> </ul>

# 特定地域づくり事業協同組合の認定に係る事務手続スケジュールイメージ



※手続を一体的に進めるためにも、関係機関との事前相談を。

## 特定地域づくり事業開始までのチェックリスト

<p><b>①事前準備</b></p>	<p><input type="checkbox"/>活動地区が人口急減地域であることの確認</p> <p><input type="checkbox"/>次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員となる事業者の確保</li> <li>・派遣職員となる労働者の確保</li> <li>・事務局職員や事務局スペースの確保</li> <li>・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等</li> </ul>
<p><b>②事業計画（案）の作成</b></p>	<p><input type="checkbox"/>次の事項について案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合設立時の財産的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援)</li> <li>・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し</li> <li>・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援等</li> </ul>
<p><b>③関係機関への事前相談</b></p>	<p><input type="checkbox"/>事業協同組合設立認可について：都道府県・都道府県中小企業団体中央会</p> <p><input type="checkbox"/>特定地域づくり事業協同組合の認定について：都道府県</p> <p><input type="checkbox"/>労働者派遣事業の届出について：都道府県労働局</p>
<p><b>④事業協同組合の設立認可手続き</b></p>	<p><input type="checkbox"/>発起人の選定（4事業者以上）、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記</p>
<p><b>⑤特定地域づくり事業協同組合の認定手続き</b></p>	<p><input type="checkbox"/>都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定</p>
<p><b>⑥労働者派遣事業の届出</b></p>	<p><input type="checkbox"/>都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理</p>

事業開始

# 特定地域づくり事業協同組合制度 関係資料のご案内（総務省ウェブサイト）

総務省の紹介

広報・報道

政策

組織案内

所管法令

予算・決算

申請・手続

政策評価

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

総務大臣メール

## 特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業<sup>\*</sup>を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

<sup>\*</sup> 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度

ふるさとづくり大賞

人材力活性化

地域経営塾

関連調査・統計資料

総務省若手職員（地方創生人材派遣）によるグルメレポート「ご当地グル

## 資料等

- [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第94号）](#)
- [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号）](#)
- [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン](#)
- [申請書等様式例](#)
- [特定地域づくり事業協同組合制度に係るQ&A](#)
- [特定地域づくり事業推進交付金交付要綱](#)
- [交付要綱様式一式](#)
- [特定地域づくり事業推進交付金実施要領](#)
- [特定地域づくり事業協同組合制度について（制度説明資料）](#)
- [人口急減地域特定地域づくり推進法について（法律説明資料）](#)
- [特定地域づくり事業協同組合リーフレット](#)

資料を  
PDFで掲載

## ○本制度に関するお問合せ先

総務省 自治行政局 地域振興室

岩田補佐、今岡事務官

電話：03-5253-5534（直通）

E-mail: [chishin@soumu.go.jp](mailto:chishin@soumu.go.jp)

お問い合わせお待ちしております